

農林水産関係の商標権の使用に関する取り扱い方針

(目的)

第1条 この方針は、島根県が保有し、農林水産部の各課が管理する商標権（以下、総称して「本商標権」という。）の使用に関し、基本的な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この方針において「使用」とは、商標法（昭和34年4月13日法律第127号）第2条第3項に規定する行為をいう。

(総則)

第3条 本商標権は、原則として「県有特許権等の実施許諾等に関する取扱要領（平成16年3月29日管財第1623号）」（以下「要領」という。）に従って取り扱うものとするが、次の各号に掲げる場合には、要領第11条の規定に基づき要領の一部を適用しないことができるものとする。

- (1) 県が、自ら育成した植物新品種の自他識別性を確保することを目的として取得し、保有している商標権であって、当該品種の名称として県が使用し、又は他の者に使用させるとき。
 - (2) 県が、県内産の農林水産物又はそれらの加工品の品質、特性、若しくは生産工程について一定の認証を行ったことを示すために取得し、保有している商標権であって、県が使用し、又は他の者に使用させるとき。
 - (3) 県が、日本以外の国又は地域において、島根県に關係する地名が不正に商標出願・登録され、農林水産物等の輸出や販売促進活動に影響が及ぶことを防止するために取得し、保有している商標権であって、県が使用し、又は他の者に使用させるとき。
 - (4) 県が、他の者と共同で取得し、所有している商標権であって、当該共同所有者が自ら使用するとき、又は共同所有者と同一の取り扱いが求められるとき。
- 2 前項に定める「要領の一部を適用しない」とは、原則として、次の各号に掲げる取り扱いをいうものとする。
- (1) 要領第4条及び第5条に定める許諾申請、許諾手続、書類の様式又は許諾期間について、一部を省略若しくは変更し、又は別に必要な規程を定めて運用すること。
 - (2) 要領第6条に定める一時金若しくは実施料、又はその両方を徴収しないこと。

(規程の作成)

第4条 前条第1項第1号、第2号、及び第3号に掲げる商標権を管理する課は、当該商標権を他の者に使用させるときは、別途、その取り扱いに関する規程を定め、適正な運用に努めるものとする。

2 前項の規程を定めるときは、管財課長に合議するものとする。

(所掌)

第5条 この方針に関する事務は、農林水産部農林水産総務課が所掌し、本商標権に関する事務は、それぞれの商標権を管理する課が所掌する。

附 則

この方針は、平成24年4月1日から適用する。